

人権学習ワークシート集

—人権教育実践のために 第16集(小・中学校編)—



守ろう人権

誰もが自由と幸せになる
権利を持っている

子ども

女性

障がい者

高齢者

患者等

同和問題

外国籍県民

ホームレス

犯罪被害者等

北朝鮮当局によって

拉致された被害者等

様々な人権課題

神奈川県 神奈川県教育委員会

令和2年3月

目次

● はじめに	2
● 学校教育における人権教育推進のために	2
● ワークシート集の活用のしかたについて	4
● 人権学習ワークシート	
女性の人権／男女共同参画	
1 「何にでもなれるよ！」	5
2 「ちがいのちがい！」	10
3 「一人の人格として認め合い、高め合おう」	14
コラム①「デートDVってなんだろう？」	21
障がい者の人権／発達障がい	
4 「いろいろな人の感じ方や気持ちを理解しよう（感覚の過敏）」	23
外国籍県民の人権	
5 「どんなことができるかな」	26
コラム②「ヘイトスピーチ」	30
性的マイノリティの人権	
6 「自分らしさってなんだろう」	32
7 「多様な性のとらえ方」	36
コラム③「性の多様性を認め合う児童・生徒の育成」	40
災害発生時の人権	
8 「誰もが過ごしやすい避難所をめざして」	41
子どもの人権	
9 「いじめは絶対に許されない！みんなにあるよ、できること」	47
コラム④「子どもに起こりやすい起立性調節障がい」	55
インターネットにおける人権	
10 「インターネット（SNS など）を使うとき意識しておきたいこと」	56
日本人拉致問題について考えよう	
11 「ある日突然、大切な人がいなくなったら」	62
● 教職員向け	
コラム⑤「ともに生きる社会かながわ憲章 （全国中学生人権作文コンテスト入賞作品紹介）」	66
12 同和問題（指導資料）「同和問題を正しく理解しよう」	69
13 発達性ディスレクシア（学習障がい） 「子どもの『学び難さ』に気づく」	72
コラム⑥「発達性協調運動障がい」	78
14 子どもの貧困「『あたり前』は、あたり前？」	79
15 アイスブレーキング「心をほぐす活動をやってみよう」	83
16 リフレーミング「自分を知ろう」	91
17 アサーティブな表現「ポジティブ語で伝えよう」	94

はじめに

児童・生徒が人権尊重の理念である「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を理解するとともに、それが態度や行動に現れるよう、学校教育のあらゆる場面で人権教育を行うことが求められています。

このワークシート集が、学校における人権教育推進のための一助となれば幸いです。

学校教育における人権教育推進のために

●人権、そして人権教育とは

「人権」とは、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」です。「生きていたい」「自由でいたい」「幸福でいたい」という、すべての人に共通する3つの願いを支えるものです。そして人権教育とは、自他の人権を正しく理解し、相互に尊重し合うという人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動、つまり「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」という気持ちを、水が土へと染みこんでいくように、自然にゆっくりと児童・生徒の心の中に育てていくことです。

●学校教育における人権教育の在り方について

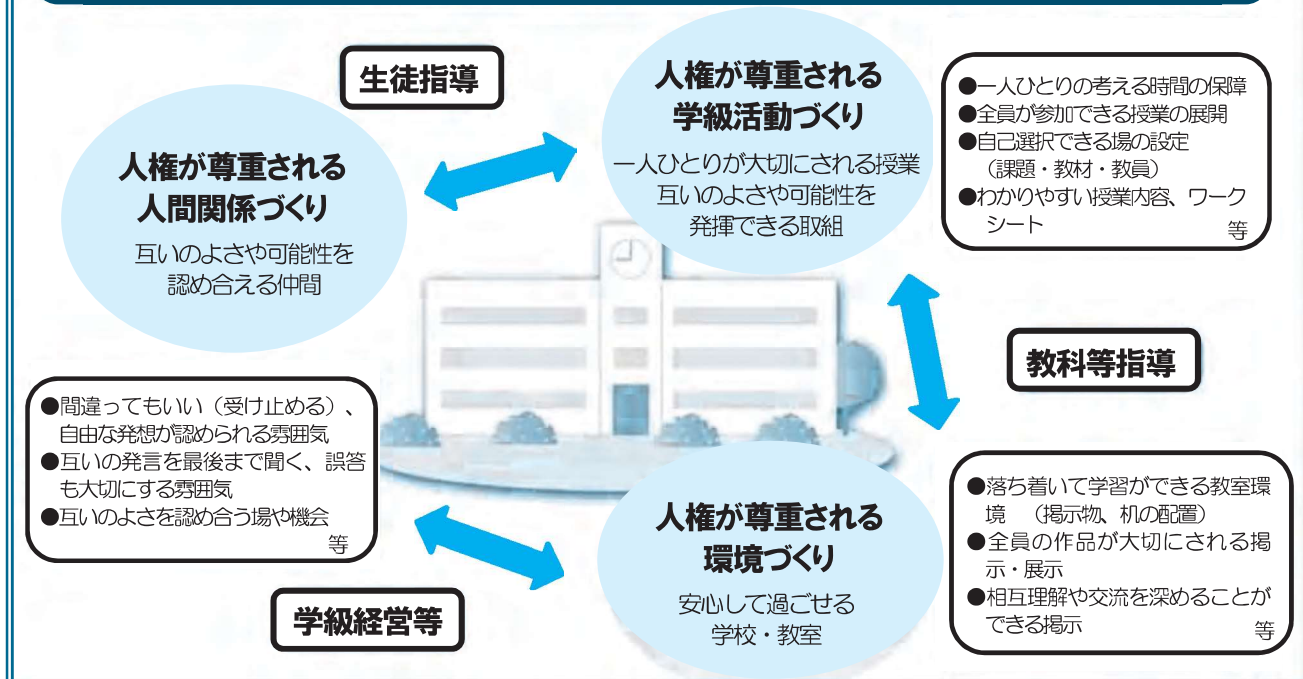
各学校が人権教育に取り組むに際しては、人権に関わる概念や人権教育がめざすものを明確にし、教職員が十分理解した上で、組織的・計画的に取り組を進めることが大切です。平成20年3月に文部科学省から公表された「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」において人権教育の目標は、次のように示されています。

一人ひとりの児童・生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようになること。

そのためには、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となります。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受け止めるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となります。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められます。

また、「各学校においては、(略)児童・生徒や学校の実態等に応じて人権教育によって達成しようとする目標を具体的に設定し主体的な取組を進めることが必要である」、とも示されています。さらに、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを進めていくべきとし、教職員による厳しさと優しさを兼ね備えた指導と、すべての教職員の意識的な参画、児童・生徒の主体的な学級参加等を促進し、人権が尊重される学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組むことが大切であるとされ、また、こうした基盤の上に、児童・生徒間の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開していくことが求められています。

人権尊重の視点に立った学校づくり



教職員に求められる人権感覚

人権感覚とは、日常生活の中で人権上問題のあるようなできごとに接した際に、直感的にそのできごとがおかしいと思う感性や、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような感覚です。

教職員は、児童・生徒に直接関わり、指導することでその心身の成長発達を促進し支援するという役割を担っています。したがって、児童・生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという姿勢で指導することが重要です。教職員には、自らの言動が児童・生徒の人権を侵害することにならないよう常に意識していくことが求められます。

1 教職員が人権尊重の理念を十分に理解すること

教職員が人権尊重の理念を十分に理解することが大切です。人権尊重の理念とは「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」です。これは全ての教育活動の基盤となるものです。

また、神奈川県人権施策推進指針に示された人権課題について、正しい理解と認識を深めることが大切です。

2 教職員が一人ひとりの児童・生徒の人権を尊重すること

児童・生徒が自らの大切さが認められていることを実感できるような環境づくりに努めることが大切です。教職員は、人権が尊重される学級・学校づくりを心掛け、日頃の関わりのなかで、児童・生徒一人ひとりの大切さを教職員が自覚し、一人の人間として接する必要があります。

児童・生徒自身が「自分は大切にされている」という気持ちを持つことが児童・生徒の成長につながります。

3 学校の教育活動を常に検証すること

日々の教育活動を「児童・生徒の人権を大切にしているか」という観点から、常に振り返ってることが大切です。これまで、慣例的に行ってきた活動や指導方法についても、あらゆる視点から見直し、児童・生徒一人ひとりを大切にされた教育活動が行われているかを点検することが重要です。

また、学校だよりや学級通信などの表現等が人権に配慮したものとなっているか、掲載する写真等の許諾をとっているかなど、作成する際に十分に検討する必要があります。

ワークシート集の活用のしかたについて

- 1 このワークシート集は、県内の公立幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校の先生方が、人権教育に取り組む際に活用していただくことを目的として作成しました。
- 2 このワークシート集は、主として人権全般をテーマに誰もが取り組みやすいものを中心に作成しました。対象を小学校低学年（1～3年生）、高学年（4～6年生）、中学生に分けてありますが、この区分にこだわらず、学校や学年、学級の実態に応じて活用してください。
- 3 このワークシート集は、題材ごとにワークの解説や展開例及びワークシートを掲載しています。ワークシートを使って実践する前に、解説や展開例の留意点などを十分に参照してください。
- 4 ワークシート集は、神奈川県ウェブサイトからもダウンロードできます。

神奈川県 人権教育学習教材

検索

- 5 著作権上の制約があるため、別の冊子に収録したり、ワークシートの内容を変えて研究成果として発表したりするなど、授業や研修以外の目的で使用する場合には、神奈川県教育委員会に問い合わせてください。
- 6 各学校に配付されている「人権学習ワークシート集—人権教育実践のために（小・中学校編）—」の第14集及び第15集にも、多数ワークシートとその活用例が掲載されています。この機会にあらためて御覧いただき、併せて御活用ください。

● 学習を進めるにあたって ●

- ・ 児童・生徒が、他の人の考え方を尊重しながら、意見や考えのちがいを認め合えるようにしましょう。
- ・ 他の人を傷つけるような言動があったときは、その学習の時間内で問題点を指摘し、適切に指導しましょう。
- ・ 学習の前に、ワークシートへの記入は書ける範囲とし、全部を書く必要はないことを確認しましょう。
- ・ 一人ひとりの児童・生徒が話し合いなどに参加しやすい雰囲気を作りましょう。
- ・ 児童・生徒が、ワークシートに書いた内容を他の人に見せたくない場合や、話したくない場合などには、個々の意志を尊重しましょう。
- ・ ワーク中に出された個人的な内容は、他の場では話さないことを確認しましょう。